

中小企業の代位弁済が増加中

コロナ融資による返済猶予期間も順次満了していく中で、業績回復が進まず中小企業の倒産予備軍が増えてきています。保証付き融資の返済を信用保証協会が肩代わりする「代位弁済」は、2023年4～6月に9,720件と前年同期を70%も上回る水準となりました。前年同期超えは、7四半期連続です。3年ぶりに3万件を超えた2022年度を上回るスピードで推移しています。

コロナ融資で借金が膨らんだ上に、物価高や人手不足が重なり、資金繰りが厳しくなっているのが要因です。代位弁済は、倒産の先行指標とされているのでより警戒感が高まっています。

全国信用保証協会連合会によると、2022年度の全国の代位弁済数は3万148件と前年度比45%増え、3年ぶりに3万件を超えています。特に直近での増加ペースは上がり、6月の代位弁済数は、前年同月比8割超の増加となっています。

コロナ禍の手厚い資金繰り支援もあって、民間と政府系金融機関の中小企業向け貸出金残高は、2022年12月末で335兆円と、コロナ禍前の2019年12月末比で45兆円も増加しています。

経済再開で、飲食や観光などサービス業を中心に売上は戻ってきていますが、調達費や人件費がかさんで思うように利益を出せず、膨らんだ借金の返済に追われて資金が回らなくなるケースが目立っています。

東京商エリサーチが、4月に約4,400社を対象にした調査では、9割弱が「調達コスト増加の影響を受けている」と回答しています。そのうち「上昇分を価格転嫁できていない」との回答は、約4割もありました。

また、ゼロゼロ融資の返済の本格化も背景にあります。利子の支払いと元本の返済を一定期間免除する保証付き融資で、新型コロナウイルス禍の2020年5月に銀行など民間金融機関で受け付けを始めて以来、利用が急増していたものです。この融資において保証協会が保証する債務残高は、40兆円と、東日本大震災後の2011年度の34兆円を超える規模に膨らんでいました。

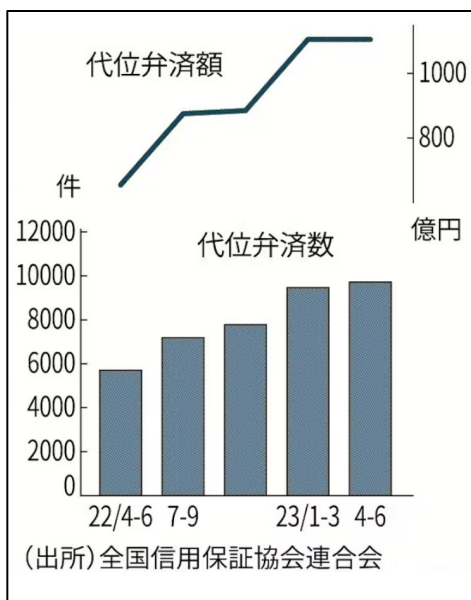
このゼロゼロ融資の元本据え置き期間が終わり、返済が始まった企業は、7月に約5万社ありました。今後も、2024年春にかけて、返済が始まる企業は高水準で推移するため、返済資金を手当てできずに、保証協会の代位弁済を受ける企業がますます増える可能性が高くなっています。

◆ 資金繰りが悪化したら早期対処が肝心

現実には、代位弁済の増加は、資金繰り破綻の瀬戸際にある会社が増えている表れでもあり、倒産予備軍が多くなっていると思われます。代位弁済を受けた企業が、利益をV字回復するケースは少なく、多くは経営破綻したり、廃業に至ったりすることはあります。

しかし、そのような状況に陥ったとしても、対処方法はあります。適切な対応を適切なタイミングできちんと行うことで最悪の状況は回避することができます。

経営者がひとりで抱え込んで悩まずに、早期に専門家に相談することが大事になります。



CONTENTS

中小企業の
 代位弁済が増加中……………P.1
 インボイス、10月1日前後の
 取引の適用関係に注意！…P.2
 インボイス制度開始に向けた
 留意事項が公表……………P.2
 親会社などへ支払う
 配当源泉が10月から不要…P.3
 最低賃金が
 10月から改定されます！…P.4
 9月度の税務スケジュール…P.5
 今月の名言録……………P.6
 無料相談会実施中……………P.6

最新情報は
ASAKのTwitter(ツイッター)も
 ご利用ください！

随時更新しますので
 フォローして下さい！



インボイス、10月1日前後の取引の適用関係に注意！



10月1日から開始されるインボイス制度(適格請求書等保存方式)の下では、適格請求書発行事業者である売手は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合、取引の相手方(課税事業者に限る)の求めに応じ、適格請求書を交付する義務が課されています。また、課税事業者である買手は、仕入税額控除の要件として、原則として、課税仕入れ等に係る帳簿及び適格請求書等の保存を要することとなるのはご存じのところですが、

これらについては、10月1日以後に売手が行う課税資産の譲渡等及び買手が行う課税仕入れについて適用されることとなりますが、この点において、同じ取引であっても、売手における売上の計上時期と、買手における仕入れの計上時期が、必ずしも一致しない場合があるので注意が必要です。

例えば、機械装置の販売において、売手が出荷基準により令和5年9月に課税売上を計上し、買手が検収基準により同年10月に課税仕入れを計上するといったことも生じるからです。

この場合、売手においては、インボイス制度の開始前に行った取引(課税資産の譲渡等)であることから、買手からその取引について適格請求書の交付を求められたとしても、その取引に係る適格請求書の交付義務はありません。このため、買手においては、原則として、売手における課税売上の計上時期(課税資産の譲渡等の時期)が10月1日以後のものとなる取引から、仕入税額控除の適用を受けるために適格請求書等を保存する必要があります。

上記の例のように、売手における課税売上の計上時期(課税資産の譲渡等の時期)が、令和5年9月となる取引については、買手は適格請求書の交付がなくても、区分記載請求書等保存方式により仕入税額控除の適用を受けることができます。

なお、電気料金等のように検針日基準で、売上及び仕入れを計上している場合であって、検針した期間に10月1日を含んでいたとしても、検針日により売上及び仕入れを計上している限り、10月1日前後の取引を厳密に区分する必要はありません。

また、未成工事支出金及び建設仮勘定に係る課税仕入れの計上時期については、建設工事等の目的物の引渡し、又は、完成の日の属する課税期間の課税仕入れとすることができます。この場合、その引渡し等の日(課税仕入れを計上する日)が令和5年10月1日以後であったとしても、その未成工事支出金等の基礎となる課税仕入れに含まれる10月1日前の取引については、適格請求書の交付がなくても、区分記載請求書等保存方式により、仕入税額控除の適用を受けることができます。

そのほか、短期前払費用に係る課税仕入れの計上時期については、その支出した日の属する課税期間の課税仕入れとすることができます。この場合、短期前払費用に係る取引の売手における課税売上の計上時期(課税資産の譲渡等の時期)が令和5年10月1日以後になるものであっても、買手において同日前までに課税仕入れを計上しているものについては、適格請求書の交付がなくても、区分記載請求書等保存方式により、仕入税額控除の適用を受けることができます。

インボイス制度開始に向けた留意事項が公表

国税庁は、8月末に、「インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項」等を公表しました。インボイス制度開始を迎えるに当たり、「登録申請期限」、「適格請求書(インボイス)の交付対象時期」、「10月1日に登録通知が未達の場合の対応」、「受領したインボイスの適正性の確認」に関する取扱いが紹介されています。

また、同日において、インボイス制度に係る「お問合せの多いご質問」の更新もされています。

◆ 登録申請は、9月30日までに！

制度開始の10月1日より、インボイス発行事業者の登録を受けるためには、9月30日までに所轄税務署長に対して、申請書を提出する必要があります。具体的には、e-Taxの場合は「9月30日(土)の23時59分59秒までの受付」、郵送では「9月30日(土)の通信日付印のあるものまで」、窓口提出では「9月29日(金)の閉庁時間(17時00分)まで」が提出期限となります。なお、9月30日は土曜日ではありますが、10月2日(月)まで提出期限は延びないので、注意が必要です。

◆ 10月1日の取引よりインボイス交付が必要

インボイス発行事業者は、制度が始まる10月1日の取引より、インボイスの交付が義務付けられます。具体的には、商品等の「モノの販売」の場合は、出荷日や相手方の検収日など、「引渡しの日」として合理的な日が、10月1日以降の

際にインボイスの交付義務が生じます。

「サービスの提供」の場合では、物の引渡しを要する際は「目的物の全部を引き渡した日」、物の引渡しを要しない際は、「役務の全部を完了した日」が10月1日以降になると、インボイスの交付義務が生じることになります。

必ずしも、10月1日以降に交付する請求書等から対応が必要となるわけではありません。例えば、9月中の取引について10月に請求を行う場合は、インボイス対応の必要はありません。一方、9月中に請求書を出し10月に納品する場合には、インボイス対応の必要があり、納品のタイミングでインボイスを交付するか、登録番号を通知して請求書と併せて保存を求めるなどの対応をとることになります。



◆ 10月1日に登録通知が未達でも対応可

インボイスの交付対応が必要となる10月1日を迎えても、インボイスの登録通知が届かない場合には、売手は登録通知を受けた後に、買手に登録番号を知らせる等の事後的な対応をとることになります。ただし、小売店などのように取引後に、個別に登録番号を知らせる等の事後的な対応が困難な場合は、HP等に登録番号を掲示等することで、対応をとることも可能になります。

こうした取扱いは、売手が登録申請を9月までに行ったが、10月1日までに登録通知が届かなかった場合の経過的な取扱いです。したがって、登録番号を記載したインボイスの交付ができるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスの交付が必要となります。

買手としては、売手から事後的に受領等した登録番号のお知らせ等を保存することで、仕入税額控除を適用できます。消費税の申告期限までに、売手から登録番号のお知らせ等がない場合でも、事前に売手がインボイス発行事業者の登録を受ける旨を確認できていれば、事後的に交付された登録番号のお知らせ等の保存を条件に、登録番号のない請求書等に基づき、仕入税額控除が可能です。

◆ 取引都度の番号確認は不要

売手から受領したインボイスの登録番号が、有効なものか否かは、事業者が確認する必要があります。ただし、全ての取引の都度、確認する必要はなく、取引の継続性を踏まえて、その確認頻度等は、事業者が判断すればよいこととなります。

例えば、新規取引先との取引は、登録番号を確認し、継続的に取引がある企業との取引では、その都度の確認はしないといった対応が考えられます。この点については、各企業ごとにルールづくりが必要ですが、決算時に一度、確認する流れでもよいかもしれません。

なお、少額特例や2割特例、簡易課税の適用を受ける場合、インボイスを保存することなく仕入税額控除ができるため、こうした対応は不要となります。

◆ 新設法人も登録通知を受けるまで、HP等での掲示の対応が可能

新設法人が、インボイスの登録通知を受けるまでのインボイス対応についても、前述の令和5年10月1日までに売手に登録通知が届いていない場合と同様の対応が可能であることが示されています。

親会社などへ支払う配当源泉が10月から不要

2023年10月1日以後に支払うべき配当等について、支払先が一定の法人である場合、源泉徴収する必要がなくなりました。

本来、配当等の源泉徴収は、税金の前払的性質があり、確定申告を通じて精算されるべきものです。しかし「完全子法人株式等」や「関連法人株式等」に係る配当等については、法人税がほとんど課税されません。

そのため、配当等に係る源泉徴収税額が還付されるケースが生じていました。実際、会計検査院がある一定期間の状況を調査したところ、対象法人について発生した還付金は計8,898億6,092万余円あり、金利相当分の還付加算金は計3億6,563万余円あったとの結果が出ています。

このような還付が発生することによる税務署での事務負担や、無視できない多額の還付加算金額、源泉徴収制度の趣旨などを踏まえて、法人税が課されないような一定の配当等について源泉徴収を不要とする改正が、2022年度税制改正でなされていました。



◆ 対象法人は？

改正により配当等に係る源泉徴収が不要となった法人は、次のいずれかの配当等を受け取る一定の法人です。

※1

- ① 完全子法人株式等に該当する株式等(その内国法人が自己の名義をもって有するものに限る。②において同じ)に係る配当等
- ② 基準日等においてその内国法人が保有する他の内国法人(一般社団法人等を除く)の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における、当該他の内国法人の株式等(①の株式等を除く)に係る配当等

なお、上記で①における「完全子法人株式等」とは、法人が他の内国法人の発行済株式等(自己株式を除く)の全部を、配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで継続して有する場合のその株式等のことをいいます。

上記定義は法人税と同様ですが、①の株式等は自己名義分のみで完全子法人株式等に該当する場合に限る点が、法人税での取扱いと相違しています。

また、②の株式等はいわゆる「関連法人株式等」に相当しますが、法人税での取扱いとは次の2点で異なります。

- 自己名義分のみで保有数をカウントする
- 保有割合を「基準日等」の一時点で判定する

これら法人税との違いは、源泉徴収を行う法人が判定しやすいようにするためです。

このように細かい部分まで確認していくと、原則、配当等の全額が益金不算入となり法人税が課されない、完全子法人株式等又は関連法人株式等とは異なる点があります。源泉徴収時の判定の際は、ご注意ください。

※1 一定の法人とは、内国法人のうち、一般社団法人等以外の法人をいい、一般社団法人等とは、一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)、労働者協同組合、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている一定の法人をいいます。

最低賃金が10月から改定されます！

最低賃金とは、最低賃金法にもとづき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする基準のことを指します。先日、厚労省は、地方最低賃金審議会が答申した2023年度の地域別最低賃金の改定額を公表しました。それによると、47都道府県で、39円～47円の引き上げとなり、全国平均で1,004円となりました。



◆ 最低賃金とは

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など産業や職種に関係なく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。

特定最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。ただし、次の場合は、使用者が都道府県労働局長の許可を受けると最低賃金の減額の特例が認められています。

- 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い人
- 試の使用期間中の人
- 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める人
- 軽易な業務に従事する人
- 断続的労働に従事する人

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

◆ 地域別最低賃金を決める流れ

地域別最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3つのポイントを考慮したうえで、総合的に勘案して定めるとされています。

具体的な流れとしては、まず国の中央最低賃金審議会で審議して示される引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会(公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成)で地域の実情を踏まえた審議・答申をした後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長が決定します。

◆ 地域別最低賃金

47都道府県で、39～47円の引上げとなり、改定額の全国加重平均額は、1,004円(昨年度961円)となります。

全国加重平均額43円の引上げは、1978年度に目安制度が始まって以降で最高額です。また、地域別最高額の東京(1,113円)に対する最低額の岩手(893円)との比率は、80.2%で、この比率は9年連続で改善され、その差は徐々に縮まってきています。

今回、地方での最低賃金の引上げ額が高くなっていますが、昨今の人手不足のなかで隣県よりも賃金が低いと働き手の流出につながる可能性

があるため、地方を中心に国側が示した引上げの目安額よりも上乗せする県が相次いでからです。

都道府県別で引上げ額が高かったのは、下記の通りです。

- ・島根、佐賀県……47円
- ・山形、鳥取県……46円
- ・青森、長崎、大分、熊本県……45円
- ・秋田、愛媛、高知、宮崎、鹿児島県……44円

なお、この最低賃金は、都道府県労働局長の決定により、2023年10月1日から10月中旬の間に順次発効されます。

都道府県別の最低賃金額(2023年10月～)

都道府県	引上げ額(円)	都道府県	引上げ額(円)	都道府県	引上げ額(円)
北海道	960	石川	933	岡山	932
青森	898	福井	931	広島	970
岩手	893	山梨	938	山口	928
宮城	923	長野	948	徳島	896
秋田	897	岐阜	950	香川	918
山形	900	静岡	984	愛媛	897
福島	900	愛知	1027	高知	897
茨城	953	三重	973	福岡	941
栃木	954	滋賀	967	佐賀	900
群馬	935	京都	1008	長崎	898
埼玉	1028	大阪	1064	熊本	898
千葉	1026	兵庫	1001	大分	899
東京	1113	奈良	936	宮崎	897
神奈川	1112	和歌山	929	鹿児島	897
新潟	931	鳥取	900	沖縄	896
富山	948	島根	904		

9月度の税務スケジュール

内 容	期 限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額納付	納 期 限 9月11日(月)
7月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 10月2日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
1月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	

今月の名言録

人生の五計 ～ 小島 直記(作家) ～



六十歳の初め、僕は年の暮れに二階の一間に座って、お別れの言葉を残そうとしたことがある。一升瓶を横に置いて、桜山を眺めながらいろいろと考えるのですが、なかなか言葉が出てこない。しょうがないからお酒をちびちびやり始めたら、とうとうベロベロに酔っ払ってしまって、最後には、まあいいや、とりあえず今年はまだ死なんだろうと断念した経験があるんです。残念ながら、それはいまだに実現していません。

まだ六十の小僧っこでしたからね。何か気の利いた、いい言葉を残そうというやまつけがありましたから駄目だったのでしょう。いくつになってもやまつけは抜けませんが、いまはむしろ、黙って死のうかなと思っています。

人間の弱さは、恒常的なものを持っていないということです。「生老病死」といって、いつ病気をするか分からない。誰でも年を取る。そしていつ死ぬか分からない。人間はそういう予測できない変化に翻弄され、悩み苦しむ。それを克服するには、自分の生きる座標軸、生きる支えのようなものが必要になってきます。

僕がよく生き方の指針として紹介しているのが、朱新仲という人が説いた「人生の五計」という教えです。

五計の第一は生計です。いかに健康な毎日を過ごすかという意味での計画です。

第二の身計は、立身出世という言葉に近い。何をもって世に立つか、いかなる職業で、いかなる価値観の上で生きていくかという計画が身計です。

第三の家計は文字通り家計簿の家計です。どういう毎日の出し入れで生活するかという問題です。

第四の老計、第五の死計は文字通りの意味です。どういう老年を迎えるか、どういう死に方をするかという計画です。

この五つが「人生の五計」で、僕の人生の指針にしてみました。

(「1日1話、読めば心が熱くなる365人の仕事の教科書」 致知出版社刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいか分からない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

